

# 建築基準法に基づく 広島県中間検査・完了検査の手引き

令和7年4月

広島県土木建築局建築課

## 内容

1. はじめに.....	3
2. 適用の範囲.....	3
3. 完了検査.....	3
(1) 関係規定.....	3
(2) 申請に必要な図書・書類等.....	4
(3) 申請書提出部数.....	7
(4) 申請手続きの流れ.....	7
(5) 検査の留意事項及び流れ.....	7
ア 検査の留意事項.....	7
(ア) 検査の方法.....	7
(イ) 建築物に関する検査の特例対象の場合.....	10
イ 検査の流れ.....	11
(ア) 申請書等の確認（形式審査）.....	11
(イ) 書類検査（現場検査前）.....	12
(ウ) 現場検査.....	13
(エ) 検査後の事務処理.....	14
4. 中間検査.....	15
(1) 関係規定.....	15
(2) 対象建築物.....	16
(3) 申請に必要な図書・書類等.....	17
(4) 申請書提出部数.....	18
(5) 申請手続きの流れ.....	18
(6) 検査の留意事項及び流れ.....	19
ア 検査の留意事項.....	19
(ア) 検査の方法.....	19
(イ) 建築物に関する検査の特例.....	20
イ 検査の流れ.....	21
(ア) 申請書等の確認（形式審査）.....	21
(イ) 書類検査（現場検査前）.....	21
(ウ) 現場検査.....	22
(エ) 検査後の事務処理.....	23
5. 参考.....	25
工程等指定書.....	32

## 1. はじめに

この手引きは、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の改正により、令和7年4月1日より建築確認及び検査の特例となる規模が引き下げられることから、これまで建築確認及び検査の特例を受けていた戸建て住宅については、検査項目が増加するため、特例の対象外となる戸建て住宅に対応した中間検査・完了検査の手引きを作成し、受検者側・検査側双方の理解を深め、検査事務の円滑化を図ることを目的としています。

本マニュアルで使用する略字はつぎのとおりです。

「法」…建築基準法

「令」…建築基準法施行令

「規則」…建築基準法施行規則

「指針告示」…確認審査等に関する指針（平成19年告示第835号）

「細則」…広島県建築基準法施行細則

「建築物省エネ法」…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

「省エネ基準」…建築物エネルギー消費性能基準

本マニュアルにおいてポイントとなる箇所、特に注意を要する箇所等には下線を引いています。

令和7年4月1日より新たに追加される手続き及び提出が必要となる資料等については、赤字としています。

また、建築物省エネ法関係のみに関する内容を省としています。

## 2. 適用の範囲

この手引きは、令和7年4月1日以降に着工する一戸建て住宅に係る中間検査申請及び完了検査申請を対象※としています。

※ 省エネ基準への適合確認については、建築基準法における審査・検査省略の対象である建築物（都市計画区域・準都市計画区域内の建築物で、建築士が設計・工事監理を行った平屋建て200㎡以下の建築物）は除外されます。

## 3. 完了検査

### (1) 関係規定

完了検査の申請先に応じた関係規定については、【表1】のとおりです。

【表1 関係規定表】

申請先		完了検査に関する関係規定
建築主事等	下記以外	• 法第7条第1項（完了検査申請） • 規則第4条（申請書等） • 細則第6条の3（申請書に添える書類）
	国、県又は建築主事等設置市の建築物	• 法第18条第20項（工事完了通知） • 規則第8条の2の2（規則第4条（申請書等）の準用）
指定確認検査機関		• 法第7条の2第1項 • 規則4条の4の2（申請書） • 細則第6条の3（申請書に添える書類）

## (2) 申請に必要な図書・書類等

完了検査申請に必要な図書等は【表2】のとおりです。特定行政庁が定める書類（広島県の場合）は【表3】のとおりです。なお、特定工程までに完了した工程で中間検査時に提出した図書・書類等の提出は不要です。

また、令和7年4月1日より前に建築確認済証が交付され、令和7年4月1日以後に工事に着手したものについては、検査申請時に改正法への適合確認が必要となるため、関係資料の提出を求められることがあります。

【表2 必要図書及び書類一覧】

図書及び書類	内容等	根拠規定 (規則第4条、 4条の4の2)
① 完了検査申請書	規則別記第19号様式	本文
② 確認に要した図書及び書類	計画変更に係る確認を受けた場合は、当該確認を含む。ただし、確認を受けた建築主事等に完了検査申請を行う場合は添付不要。	第1号
③ 写真	法第7条の5の規定による検査の特例の適用を受けようとする場合	第2号
④ 認定書の写し	都市緑地法第43条第1項に基づく認定を受けた場合	第3号
⑤ 建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類  ※1	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合	第4号イ
⑥ 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）（この表において「品確法施行規則」という。）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価に要した図書及び書類 	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）（この表において「建築物省エネ法施行規則」という。）第2条第1項第2号の規定が適用される場合	第4号ロ
⑦ 検査報告書又はその写し 	品確法施行規則第1条第3号に規定する建設住宅性能評価のための検査を受けた場合	第4号ハ
⑧ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。）又は住宅の品	建築物省エネ法施行規則第2条第1項第3号の規定が適用される場合	第4号ニ

質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号)第 6 条の 2 第 1 項の確認に要し た図書及び書類 <b>省</b>		
⑨ 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)(この表 において「建築物省エネ法」と いう。)第 16 条第 3 項の規定 による認定に要した図書及び 書類 <b>省</b>	建築物省エネ法施行規則第 8 条第 1 号に掲 げる場合	第 4 号ホ (1)
⑩ 建築物省エネ法第 30 条第 1 項の規定による認定に要し た図書及び書類 <b>省</b>	建築物省エネ法施行規則第 8 条第 2 号に掲 げる場合	第 4 号ホ (2)
⑪ 都市の低炭素化の促進に関 する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 10 条第 1 項又は 同法第 54 条第 1 項の規定に よる認定に要した図書及び書 類 <b>省</b>	建築物省エネ法施行規則第 8 条第 3 号に掲 げる場合	第 4 号ホ (3)
⑫ 軽微変更説明書 ※2	軽微な変更が生じた場合は、その都度設計 変更届の提出が必要。(広島県建築基準法施 行細則第 33 条)軽微変更説明書には、各 設計変更届の概要をまとめたものを記載	第 5 号
⑬ その他書類	特定行政庁が規則で定める書類。広島県の 場合は(表 3)のとおり。	第 6 号
⑭ 委任状	代理者によって申請を行う場合。確認申請、 検査申請を一括して委任する場合は写しで 可。	第 7 号

※1 省エネ措置等が示された図書等は、建築確認時に建築主事等に提出されていないため、完了  
検査時に提出が必要。計画変更の省エネ適判を受けている場合は、変更時の省エネ適判に要し  
た図書等を合わせて提出が必要。

※2 省エネ基準に係る軽微な変更については、建築物省エネ法施行規則第 5 条に規定されてい  
る。省エネ基準に係る軽微な変更該当する項目については、表 4 のとおり。なお、軽微な変  
更に該当しない場合は、別途建築物省エネルギー消費性能適合性判定の手続きが必要。

【表3 細則第6条の3に規定する書類】

添付書類(指定様式)	対象建築物
①土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書(2号の3様式)	土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物等
②省エネ基準工事監理状況報告書(標準計算法(2号の5様式)※1) 	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する特定建築行為をしようとする建築物
③省エネ基準工事監理状況報告書((誘導)仕様基準)(2号の8様式)※1 	
④省エネ基準工事監理状況報告書(仕様・計算併用法)(2号の5様式及び2号の8様式) 	
⑤地業工事監理状況報告書(2号の9様式)	地業工事(構造耐力上主要な部分である基礎ぐいを施工する工事)の施工がある建築物
⑥コンクリート工事監理状況報告書(2号の10様式)	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上のもの、又は延べ面積が500㎡を超えるもの
⑦鉄筋工事監理状況報告書(2号の11様式)	
⑧鉄骨工事監理状況報告書(2号の12様式)	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上のもの、延べ面積が500㎡を超えるもの又は架構を構成する柱の相互の間隔が15mを超えるもの
⑨木造工事監理状況報告書(軸組工法(2号の13様式)又は枠組壁工法(2号の14等式))	木造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が300㎡超(中間検査対象外の場合)
⑩その他知事が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類※2	

※1 完了検査時に隠蔽部となる断熱材の施工写真等の提出も必要です。

※2 防火区画・界壁、地盤改良等の工事などで提出が必要な場合があります。

【表4 省エネ基準に係る軽微な変更該当する項目】 

変更内容		
建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更	技術的助言※1 別紙1の1) (ルートA)	建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更
	技術的助言※1 別紙1の2) (ルートB)	一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
	技術的助言※1 別紙1の3) (ルートC)	再計算によって基準適合が明らかな変更 ※2

※1 令和6年11月12日付け技術的助言(国住参建第2615号)

※2 軽微変更該当証明書の提出が必要です。

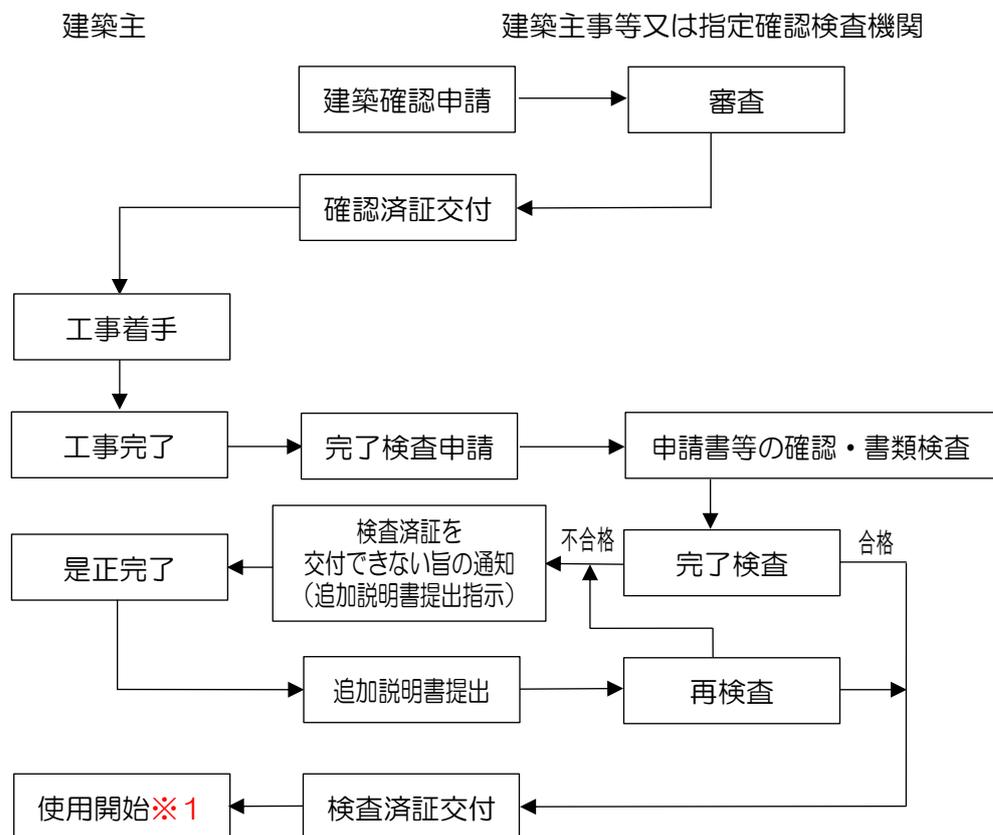
### (3) 申請書提出部数

申請先（建築主事等又は指定確認検査機関）に1部提出が必要です。

### (4) 申請手続きの流れ

申請手続きの流れ（中間検査対象外の場合）は【表5】のとおりです。

【表5】申請手続きの流れ（中間検査対象外の場合）



※1 法第6条第1項第1号・2号建築物について、検査済証を受ける前に使用開始する場合は、法第7条の6の規定による仮使用認定申請が必要となるため、ご注意ください。

### (5) 検査の留意事項及び流れ

#### ア 検査の留意事項

##### (ア) 検査の方法

完了検査は、申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下、「申請等に係る建築物等」という。）及びその敷地が「建築基準関係規定に適合しているか」（法第7条第4項）及び「確認に要した図書のとおりか」（指針告示第3第3項）を確認することを目的に実施します。

検査においては、全ての建築基準関係規定に適合していることを検査しなければなりません。しかし、これらについて、工事のすべての部分について悉皆的に実地検査することは事実上困難であり、建築士の工事監理がなされていることを考慮すると合理的ではありません。工事が設計図書のとおり実施されていることの確認は、建築士法に基づき、工事監理者が行うこととされており、建築主事等が行う検査では、工事監理が適切に行われていることを確認する必要があります。そこで、検査申請書第4面の工事監理の状況欄及びこれを補完する資料等によって、工事監

理者による工事監理・施工管理の状態を把握し評価します。この評価に基づいて、建築主事等が実施する実地検査の密度を決定し、検査を行うこととなります。

#### 【検査のポイント】

- ・ チェックシート（※）を活用し、事務所及び現場での書類検査並びに現場検査により行う。
- ・ 完了検査には、原則として、工事監理者の立会いを求め、工事監理の実施状況等についてヒアリングを行う。
- ・ 完了検査申請書第4面で「照合を行った設計図書」について、自主検査記録・施工記録・測定記録・納入仕様書・材料搬入報告書・工事写真・規格証明書・施工図・試験成績書等による確認を行った場合、施工の状況を把握するため、これらの書類を検査時に確認するため、現場に備え置くよう求める。【表6】
- ・ 現場検査を実施する前に、主に事務所で完了検査申請書第4面の書類検査を了しておき、検査を行った書類の指摘事項、現場で工事監理者等にヒアリングする内容、現場に備え置く書類のチェックポイントを整理しておく。
- ・ 具体的な適否の確認は、以下の書籍を参考に判断すること。（判断基準の参考）
- ・ 建築構造審査・検査要領―実務編 検査マニュアル 2012年版(編集日本行政会議)
- ・ 建築構造審査・検査要領―確認審査等に関する指針 運用解説編 2022年版(編集日本行政会議)
- ・ 工事監理ガイドライン（平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課）
- ・ 実務者のための工事監理ガイドラインの手引き（編集公益財団法人建築技術教育普及センター）
- ・ 省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査については、「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き（令和7年4月版）」等を参照すること。

#### ※チェックシート

完了検査時、中間検査時に、建築主事等が書類検査及び現場検査を実施するにあたり、次のチェックシートに記録し、保存するものとする。

- ①チェックシート（意匠・設備）
- ②チェックシート（構造）
- ③チェックシート（省エネ仕様基準） ※

※ 省エネ仕様基準以外の手法の場合のチェックシートについては、「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き（令和7年4月版）（編集：日本建築行政会議）」

P126 以降をご参照ください。

#### ①チェックシート（意匠・設備）

規則第1条の3第1項表2（意匠）及び同条第4項表1（設備）をベースとし、確認、中間及び完了検査時のチェック欄を追加して作成したものである。

このチェックシートでは、適用される法令ごとに、必要な図書と明示すべき事項が示されている。確認審査時には、適用される法令を把握するとともに、必要な図書と明示すべき事項が法に適合しているかどうかを審査する。

中間及び完了検査時には、現場が確認に要した図書及び書類のとおりとなっているかを検査する。検査項目ごとに次のA～Dの検査方法のいずれか又は複数の方法によって確認する。

（検査に先立ち明示すべき事項の検査方法を方針を立てておくことが望ましい。）

A:目視・計測検査 B:動作確認 C:書類検査（自主検査記録・品質性能証明書・施工状況写真等）D:工事監理者へのヒアリング

## ②チェックシート（構造）

建築構造審査・検査要領—実務編 検査マニュアル 2012 版（編集 日本建築行政会議）に掲載されている構造規定のチェックシートを抜粋して作成したものである。

中間及び完了検査時には、検査内容が判断基準を満足しているかどうかを検査する。検査内容・判断基準の具体的な解説は、建築構造審査・検査要領—実務編 検査マニュアル—2012 版（編集 日本建築行政会議）を参照すること。

## ③チェックシート（省エネ（誘導）仕様基準）

省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き 令和7年4月版（編集 日本建築行政会議）に掲載されている完了検査チェックシート（仕様基準）を基に作成したものである。検査項目ごとに次の A～D の検査方法のいずれか又は複数の方法によって確認する。（検査に先立ち明示すべき事項の検査方法を方針を立てておくことが望ましい。）

A:目視・計測検査 B:動作確認 C:書類検査（自主検査記録・施工関連図書等）D:工事監理者へのヒアリング

【表6】建築基準関係規定の適合性を確認するために現場に備え置く書類の例

工事の種別	主な規定条文	現場に備え置く書類の例
省エネ基準工事 	・建築物エネルギー消費性能基準等を定める規則	・性能証明書(第三者認証、自己適合宣言書等) ・納入仕様書、試験成績書
地業工事	・令第93条(地盤及び基礎杭)	・支持地盤、杭の施工試験結果報告書 ・地盤改良工事施工結果報告書 ・杭コンクリートの圧縮強度試験結果報告書 ・地盤改良工事の品質管理資料 ・杭材の納入明細書
コンクリート工事	・令第38条(基礎) ・令第74条(コンクリートの強度)	・コンクリート工事施工結果報告書 ・構造体コンクリートの圧縮強度試験結果報告書 ・コンクリート工事の品質管理資料
鉄筋工事	・令第73条(鉄筋の継手及び定着)	・非破壊検査に関わる報告書 ・配筋検査記録
鉄骨工事	・法第37条(建築材料の品質) ・令第67条(接合) ・令第68条(高力ボルト等)	・鉄骨工事状況報告書 ・鉄骨建方状況報告書 ・鋼材等の J I S 納入書 ・ミルシート
木工事	・令第47条(構造体力上主要な部分である継手又は仕口)	・Zマーク、Cマーク同等認定金物の納入書 ・その他接合に用いた接合具（ビスやドリフトピン等）の納入明細書
大臣認定	・大臣認定書との整合性	・納入書等
その他工事	・令第112条（防火区画） ・令第114条（界壁等）	・防火区画、界壁、耐火被覆等の工事の施工状況写真

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事施工者の自主検査記録</li> <li>• 施工状況写真【表7】</li> <li>• 品質・性能を証明する書類</li> <li>• 各種試験成績書</li> </ul>
----	---

【表7】 施工状況写真の報告内容の例

報告項目	写真の部分
材料	構造耐力上主要な部分の材料
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支持地盤の確認状況</li> <li>• くい体の施工状況（杭の接手溶接部、杭芯位置の確認、杭の傾斜管理、杭頭補強、杭定着筋等）</li> <li>• 基礎ばりの施工状況（構造体及び接合部等を含む）</li> </ul>
鉄骨造の部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工場溶接加工時の施工状況</li> <li>• 現場溶接の施工状況</li> <li>• 高力ボルト等の施工状況</li> <li>• 柱脚等の施工状況（アンカーボルトの使用材料、設置状況等）</li> <li>• 外壁、屋根ふき材等の接合部施工状況</li> </ul>
鉄筋コンクリート造の部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配筋の施工状況</li> <li>• 継手及び定着の施工状況</li> <li>• 構造スリットの施工状況</li> <li>• コンクリートの打設中、打設後の状況</li> </ul>
木造の部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 筋かい、構造用合板等（面材耐力壁）の施工状況（筋かいや面材の使用材料、釘打ちピッチの確認 等）</li> <li>• 火打材、構造用合板（床）の施工状況（釘打ちピッチの確認 等）</li> <li>• 継手及び仕口金物の施工状況（接合金物・接合具の仕様確認 等）</li> </ul>
大臣認定品	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種大臣認定品の施工状況</li> </ul>

（イ）建築物に関する検査の特例対象の場合

法第7条の5の規定により、法第6条の4に規定する「確認の特例」が認められる建築物の建築工事については、検査の特例を受けることができ、建築士である工事監理者によって設計図書どおり実施されたことが確認されたものは、令第10条に定められた構造、防火等に関する単体規定の一部の規定に加え、省工ネ基準適合確認が検査の対象法令から除外されることから、完了検査では、当該規定についての検査を行わないことになります。

この場合、建築士である工事監理者によって設計図書どおり実施されたことが確認されたかどうかは、規則第4条の15の規定等により、次の①及び②の図書及び写真により審査し、特に必要があるときは、個別の報告を求め、その内容を参考に判断します。

なお、②の各区分に応じた写真撮影箇所は【表8】のとおりです。

- ① 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（規則第4条第1項第1号）
- ② 屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（規則第4条第1項第2号）

【表8 写真撮影箇所】

区分		写真撮影箇所
1	屋根の小屋裏の工事終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小屋組の全景を撮影したもの</li> <li>・火打ち、金物等を撮影したもの</li> </ul>
2	構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱、筋交い、耐力壁の全景を撮影したもの</li> <li>・柱頭、柱脚、筋交、ホールダウン金物等を撮影したもの</li> </ul>
3	基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る）の工事終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎配筋の全景を撮影したもの</li> <li>・底板の幅・厚さ、立上りの高さ等が確認できるものを撮影したもの</li> </ul>

※写真は必ず明瞭なものとしてください。

※撮影場所・撮影者（工事監理者）がわかるよう、黒板等を用いるよう努めてください。

## イ 検査の流れ

審査者側の検査の流れは次のア～エのとおりです。

- (ア) 申請書等の確認（形式審査）
- (イ) 書類検査（現場検査前）
- (ウ) 現場検査
- (エ) 検査後の事務処理

### (ア) 申請書等の確認（形式審査）

完了検査申請書の提出があった場合、受付時に申請書等の形式審査を行い、不備がない場合は受理します。形式審査時の主な審査項目は指針告示第3項第2項に規定されています。具体的には、【表9】のとおりです。

【表9 完了検査申請書の形式審査時の主な審査項目】

指針告示 第3項第2項	審査項目
第1号	完了検査申請書、添付図書の形態が整っていること。
	完了検査申請書、添付図書及び書類の記載事項が相互に整合していること。

第2号	工事監理者の建築士資格が適正であること。(工事監理者に変更があった場合)
第3号	計画変更確認手続きが必要となるような変更がないこと。
	完了検査申請書に軽微な変更の概要が記載されている場合は、「軽微な変更説明書」が添付されていること。
その他	完了検査申請書第1面に記載する申請年月日等が適正であること。
	完了検査申請書第4面に記載すべき工事監理の状況が記入されていること。
	中間検査の対象となる建築物は、中間検査合格証の交付を受けていること。
	確認済証の内容に「あらかじめの検討」があり、あらかじめ検討した事項のうちのいずれかの方法により確定したかについて、報告されていること。(平成19年6月20日国住指第1332号参照)
	完了検査申請書は、建築主から当該工事の完了の日から4日以内に建築主事等に到達していること。
	確認の特例の対象となる建築物で、検査の特例を受けようとする場合は、必要な写真等が不足なく添付されていること。

#### (イ) 書類検査(現場検査前)

現場検査前の書類検査には、各機関で実施するものと現場で実施するものがあります。具体的な検査内容は【表10】のとおりです。

【表10 書類検査(現場検査前)の検査内容】

区分	検査内容
現場検査前の書類検査 (主に各機関で実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• チェックシートを活用し、完了検査申請書類一式と確認等に要した図書及び書類を照合することにより検査を行う。検査を行う項目ごとに、検査方法について、あらかじめ検査方針を検討しておく。検査を行った書類の指摘事項、現場で工事監理者等にヒアリングする内容、現場に備え置く書類のチェックポイントを整理しておく。</li> <li>• 軽微な変更説明書が添えられている場合にあっては、当該書類の内容が規則第3条の2に規定する軽微な変更にあたるかどうかを確認する。</li> <li>• 完了検査申請書第4面及び添付書類により、工事監理状況の適切性を確認する。</li> <li>• 申請建築物が複数の構造方法からなる場合は、それぞれの構造の部分ごとに記載されているか確認する。</li> <li>• 完了検査申請書第4面の「照合結果」欄には、「適」・「不適」のいずれかを記入しているか確認する。「不適」と記入しているときは、その内容を把握するとともに、建築主に対して行った報告の内容が記載されているか確認する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了検査申請書第4面に記載すべき事項について、細則第6条の3又は細則第7条の規定による工事監理状況報告書に記載があれば、同第4面への記載に代えることができる。</li> </ul>
現場検査時の書類検査 (主に現場で実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事監理者の立会いのもと、事務所での書類検査時の指摘事項やその他必要な事項を確認するため、工事監理者へのヒアリングや現場に備え置く書類の確認を行う。</li> <li>上記のほか、目視できない部分について、現場に備え置かれている施工状況写真や自主検査記録等により確認する。</li> <li>現場に備え置く書類の検査は、原則として、工事監理者が行った監理の内容を確認するために行うもので、補足的に目視できない部分の法適合を確認する場合、<u>目視、計測又は工事監理状況報告書で法適合に疑義がある場合、法定基準値を確認する場合、その他建築主事等が必要と認める場合とする。</u></li> </ul>

#### (ウ) 現場検査

工事監理者の立会いのもと、チェックシートを活用し、あらかじめ検討した実施方針に基づき「目視検査」「計測検査」「動作確認」「書類検査」「その他」のいずれか又は複数の方法で建築基準関係規定に適合していることを検査します。

現場検査の方法及び内容は【表11】のとおりです。

省エネ基準適合確認に係る検査については、省エネ計画書（（誘導）基準等を用いる場合は確認申請添付図書。）とおりに施行されていることを現場で確認することにより行います。

（誘導）仕様基準を用いる場合の検査事項は【表12】のとおりです。標準計算法等の他の手法を用いる場合は、外皮等の面積、構造熱橋部の形状等に加え、各設備の機器種別及び性能等の詳細項目が検査事項となります。詳細については、「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き（令和7年4月版）（編集：日本建築行政会議）」P4 1以降をご参照ください。

【表 11 完了検査の方法及びその内容】

検査方法	検査内容
目視検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、破壊検査等を行わず、目視可能な部分について、確認に要した図書との整合性を確認する。</li> </ul>
計測検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>メジャー、巻き尺その他の機器を用いて、確認に要した図書に明示された寸法との整合性を確認する。</li> </ul>
動作確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時閉鎖式防火扉、防火ダンパー等の防火設備、排煙設備、窓等の開口部の開閉状況、非常用照明・換気設備・予備電源等の建築設備を作動させ異常がないか確認する。</li> </ul>

書類検査	・工事施工者の自主検査記録や品質・性能を証明する書類、施工状況写真などの書類により建築基準関係規定の適合性を確認する
その他	・工事施工者の自主検査状況、消防機関など他法令の検査状況などを設計者又は工事監理者へヒアリングし、建築基準関係規定の適合性を確認する。

【表 12 (誘導) 仕様基準を用いる場合の検査事項】 

省エネ基準工事監理報告書（（誘導）仕様基準）		検査事項
項目	報告事項	
1 外皮	①断熱材の種類・仕様、厚さ、施工範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工部位、構造</li> <li>・部位の層構成</li> <li>・断熱材等の施工範囲、熱性能、厚さ</li> </ul>
	②構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱補強の種類（又は性能）</li> <li>・断熱補強の厚さ</li> <li>・施工状況、範囲</li> </ul>
	③開口部の仕様（建具種類、枠・ガラスの仕様等）、庇がある場合の設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓（ガラス+建具）の仕様（性能）等</li> <li>・ドア（枠、戸）の仕様（性能）等</li> <li>・附属部材（外付ブラインド、和障子等）設置状況</li> <li>・庇、軒等の設置状況</li> </ul>
2 暖房設備	①暖房方式	・住宅の暖房の方式
	②暖房設備の仕様、設置状況（設置位置・台数、暖房の範囲等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房設備の種類</li> <li>・暖房機器の効率（熱効率、暖房能力、消費電力）、配管の断熱被覆（温水暖房用パネルラジエーター）</li> </ul>
3 冷房設備	①冷房方式	・住宅の冷房の方式
	②冷房設備の仕様、設置状況（設置位置・台数、冷房の範囲等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房設備の種類</li> <li>・冷房機器の効率（冷房能力、消費電力）</li> </ul>
4 換気設備	①換気設備の仕様、設置状況（設置位置・台数、ダクト径・長さ、給排気口の位置・径等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気方式</li> <li>・ダクト内径の確認（内径 75mm以上）</li> <li>・直流電動機の有無（第一種換気の場合のみ）</li> </ul>
5 照明設備	①非居室の照明設備の仕様、設置状況	・非居室の照明設備の種別
6 給湯設備	①給湯設備の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯器の種類</li> <li>・効率（熱効率、年間給湯保温効率、年間給湯効率）</li> </ul>

### （工）検査後の事務処理

完了検査の実施後は、その結果に応じ、【表13】のいずれかの書類を交付します。

指針告示第3第4項第3号により検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書

(以下、「検査済証を交付できない旨の通知書」という。)を交付しようとするときは、備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類(以下、「追加説明書」という。)の提出を求めます。追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として審査又は検査を行います。

【検査済証を交付できない旨の通知書備考欄への記載事項】

- ・追加説明書の提出を求める旨
- ・追加説明書の提出期限

【表13 完了検査後の交付書類】

指針告示 第3第4 項	交付書類	完了検査の結果
第1号	検査済証	・申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に <u>適合すること</u> を認めるとき
第2号	検査済証を交付できない旨の通知書	・申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に <u>適合しないこと</u> を認めるとき
第3号		<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき</li> <li>・申請等に係る建築物等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないとき</li> <li>・申請等に係る建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき</li> </ul>

#### 4. 中間検査

##### (1) 関係規定

中間検査の申請先に応じた関係規定については、【表14】のとおりです。

【表14 関係規定表】

申請先		中間検査に関する関係規定
建築主事等	下記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第7条の3第1項</li> <li>・規則第4条の8(申請書等)</li> <li>・細則第6条の3(申請書に添える書類)</li> </ul>
	国、県又は建築主事等設置市の建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第18条第28項</li> <li>・規則第8条の2の2(規則第4条の8(申請書等)の準用)</li> </ul>
指定確認検査機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第7条の4第1項</li> <li>・規則4条の11の2(申請書)</li> <li>・細則第6条の3(申請書に添える書類)</li> </ul>

## (2) 対象建築物

中間検査は、法第7条の3第1項及び令第11条の規定並びに法第7条の4の規定により、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、建築主事等に中間検査を申請しなければなりません。

- ① 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程
- ② 特定行政庁がその地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程（※）

※ 広島県では、平成12年の中間検査導入時から戸建住宅を対象としており、令和3年1月1日からは、戸建住宅に加え、階数3以上の共同住宅及び長屋も中間検査の対象としています。【表15】  
【表16】

なお、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、政令及び特定行政庁が指定する特定工程後の工程を施工することはできません。【表17】

【表15 対象建築物】

指定区分	対象建築物
法指定	階数が3以上である鉄筋コンクリート造等の共同住宅
特定行政庁指定	戸建住宅
	階数が3以上である共同住宅及び長屋（政令で指定されているものを除く）

【表16 広島県が指定する特定工程】

構造種別	特定工程
鉄骨造 等	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
鉄筋コンクリート造 等 鉄骨鉄筋コンクリート造 等	2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事
木造 等	柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事
プレキャストコンクリート造 等	屋根及びそれを支えるはりの取付工事
上記以外の構造	屋根及びそれを支えるはりの工事

【表17 広島県が指定する特定工程後の工程】

構造種別	特定工程
鉄骨造 等	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
鉄筋コンクリート造 等 鉄骨鉄筋コンクリート造 等	2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりのコンクリート打込工事

木造 等	壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
プレキャストコンクリート造 等	屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接続部が隠れることになる工事
上記以外の構造	屋根及び壁の外装工事又は内装工事（屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）

【留意事項】

- 中間検査の対象となる部分は、中間検査の申請に係る工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地です。したがって、中間検査手数料算定の基礎となる中間検査対象床面積は、検査前までに施工された部分の床面積の合計により算定します。
- 鉄骨造の建て方工事については、特定工程後の工程に該当しないため、中間検査の合格を待たず2階以上の工事を継続すること（数階分の建て方を同時に施工すること）が可能です。鉄骨造で数階分の建て方を同時に施工する場合は、施工された2階以上の部分も検査対象となります。

(3) 申請に必要な図書・書類等

中間検査申請時の提出図書等は【表18】のとおりです。中間検査の受付の際に必要な図書及び書類の添付状況を確認します。

なお、令和7年4月1日より前に建築確認済証が交付され、令和7年4月1日以後に工事に着手したもののについては、検査申請時に改正法への適合確認が必要となるため、関係資料の提出を求めることがあります。

【表 18 必要図書及び書類一覧】

図書及び書類	内容等	根拠規定 (規則第4条の8、 第4条の11の2)
① 中間検査申請書	規則別記第26号様式	本文
② 確認に要した 図書及び書類	計画変更に係る確認を受けた場合は、当該確認を含む。ただし、確認を受けた建築主事等に完了検査申請を行う場合は添付不要。	第1号
③ 写真	法第7条の5の規定による検査の特例の適用を受けようとする場合	第2号
④ 軽微変更説明書	軽微な変更が生じた場合は、その都度設計変更届の提出が必要。(広島県建築基準法施行細則第33条) 軽微変更説明書には、各設計変更届の概要をまとめたものを記載する。	第3号
⑤ その他書類	特定行政庁が規則で定める書類。広島県の場合は【表19】のとおり。	第4号

⑥ 委任状	代理者によって申請を行う場合。確認申請、検査申請を一括して委任する場合は写しで可	第5号
-------	--	-----

【表 19 細則第6条の3に規定する書類】

添付書類(指定様式)	対象建築物
①壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した各階平面図	建築基準法第6条の4の確認の特例を受ける建築物(建築基準法第7条の5に基づく検査の特例を受けようとする建築物であるか否かによらない)
②政令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類(壁量計算書)	
③政令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類(継手又は仕口の接合方法)	
④政令第47条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定める構造方法と同等以上であることを確認するための書類	建築基準法施行規則第1条の3に規定する特定木造建築物(高さ16m以下の建築物のうち、階数が2かつ300㎡以下及び平屋かつ200㎡超300㎡以下の木造建築物) (④又は⑤のいずれかの書類の提出が必要)
⑤平成13年国土交通省告示第1540号の規定に基づく構造方法(当該告示第5第9号の規定に限る。)であることを確認するための書類	
⑥木造工事監理状況報告書(軸組工法(2号の13様式)又は枠組壁工法(2号の14等式))	木造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が300㎡超
⑦その他知事が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類※1	

※1 防火区画・界壁、地盤改良等の工事などで提出が必要な場合があります。

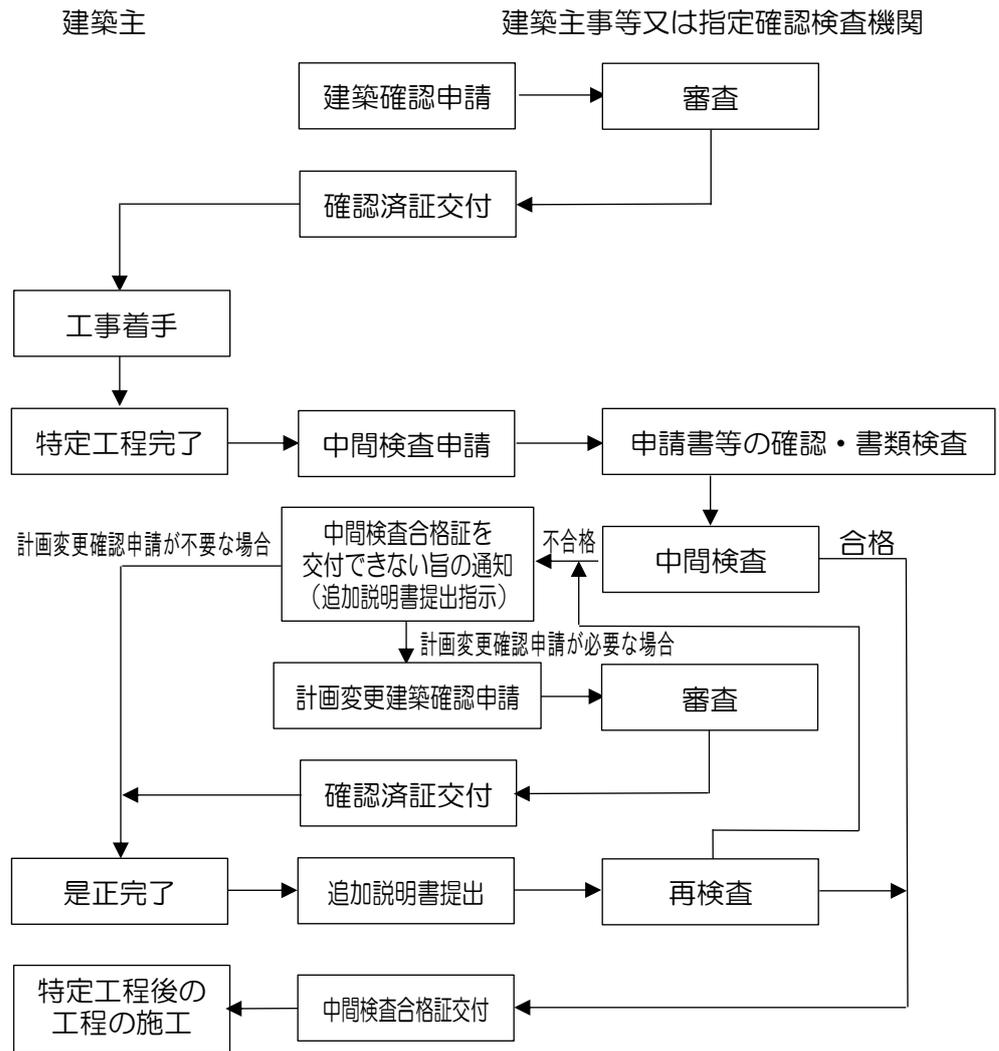
#### (4) 申請書提出部数

申請先(建築主事等又は指定確認検査機関)に1部提出が必要です。

#### (5) 申請手続きの流れ

申請手続きの流れは【表 20】のとおりです。

【表 20】申請手続きの流れ



(6) 検査の留意事項及び流れ

ア 検査の留意事項

(ア) 検査の方法

中間検査は、申請等に係る建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が「建築基準関係規定に適合しているか」(法第7条の3第4項)及び「確認に要した図書及び書類のとおりか」(指針告示第4第3項)を確認することを目的に実施します。

検査においては、全ての建築基準関係規定に適合していることを検査しなければならないが、これらについて、工事のすべての部分について悉皆的に<sup>しつこいて</sup>実地検査することは事実上困難であり、建築士の工事監理がなされていることを考慮すると合理的ではない。工事が設計図書のとおり<sup>しつこいて</sup>に実施されていることの確認は、建築士法に基づき、工事監理者が行うこととされており、建築主事等が行う検査では、工事監理が適切に行われていることを確認する必要があります。そこで、検査申請書第4面の工事監理の状況欄及びこれを補完する資料等によって、工事監理者による工事監理・施工管理の状態を把握し評価します。この評価に基づいて、建築主事等が実施する実地検査の密度を決定し、検査を行います。

#### 【検査のポイント】

- チェックシートを活用し、事務所及び現場での書類検査並びに現場検査により行う。
- 検査には原則として、工事監理者の立会いを求め、工事監理の実施状況等についてヒアリングを行う。
- 中間検査申請書第4面で「照合を行った設計図書」について、自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認を行った場合、施工の状況を把握するため、これらの書類を検査時に確認する必要があるため、現場に備え置くよう求める。(表6)
- 現場検査を実施する前に、主に事務所で中間検査申請書第4面の書類検査を了しておき、検査を行った書類の指摘事項、現場で工事監理者等にヒアリングする内容、現場に備え置く書類のチェックポイントを整理しておく。
- 具体的な適否の確認は、以下の書籍を参考に判断すること。(判断基準の参考)
- 建築構造審査・検査要領―実務編 検査マニュアル 2012年版(編集日本行政会議)
- 建築構造審査・検査要領―確認審査等に関する指針 運用解説編 2022年版(編集日本行政会議)
- 工事監理ガイドライン(平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課)
- 実務者のための工事監理ガイドラインの手引き(編集公益財団法人建築技術教育普及センター)

#### (イ) 建築物に関する検査の特例

法第7条の5の規定により、法第6条の4に規定する「確認の特例」が認められる建築物の建築工事については、検査の特例を受けることができ、建築士である工事監理者によって設計図書どおり実施されたことが確認されたものは、令第10条に定められた構造、防火等に関する単体規定の一部の規定が検査の対象法令から除外されることから、中間検査では、当該規定についての検査を行わないこととなります。

この場合、建築士である工事監理者によって設計図書どおり実施されたことが確認されたかどうかは、規則第4条の15の規定等により、次の①及び②の図書及び写真により審査し、特に必要があるときは、個別の報告を求め、その内容を参考に判断します。

なお、②の各区分に応じた写真撮影箇所は【表21】のとおりです。

- ② 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(規則第4条第1項第1号)
- ③ 屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(規則第4条第1項第2号)

【表 21 写真撮影箇所】

区分		写真撮影箇所
1	屋根の小屋裏の工事終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小屋組の全景を撮影したもの</li> <li>• 火打ち、金物等を撮影したもの</li> </ul>
2	構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 柱、筋交い、耐力壁の全景を撮影したもの</li> <li>• 柱頭、柱脚、筋交、ホールダウン金物等を撮影したもの</li> </ul>
3	基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る）の工事終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基礎配筋の全景を撮影したもの</li> <li>• 底板の幅・厚さ、立上りの高さ等が確認できるものを撮影したもの</li> </ul>

※写真は必ず明瞭なものとする。

※撮影場所・撮影者（工事監理者）がわかるよう、黒板等を用いるよう努めること。

## イ 検査の流れ

審査者側の検査の流れは次のア～エのとおりです。

- (ア) 申請書等の確認（形式審査）
- (イ) 書類検査（現場検査前）
- (ウ) 現場検査
- (エ) 検査後の事務処理

### (ア) 申請書等の確認（形式審査）

中間検査申請書の提出があった場合、受付時に形式審査を行い、不備がない場合は受理する。形式審査時の審査項目は（表 7）に準ずる。

申請者に対し、中間検査合格証の交付を受けるまでは、特定工程後の工程に係る工事は施工してはならないことを注意喚起する。

### (イ) 書類検査（現場検査前）

現場検査前の書類検査には、各機関で実施するものと現場で実施するものがあります。具体的な検査内容は【表 22】のとおりです。

【表22 書類検査（現場検査前）の検査内容】

区分	検査内容
現場検査前の書類検査 （主に各機関で実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• チェックシートを活用し、中間検査申請書類一式と確認等に要した図書及び書類を照合することにより検査を行う。検査を行う項目ごとに、検査方法について、あらかじめ検査方針を検討しておく。検査を行った書類の指摘事項、現場で工事監理者等にヒアリングする内容、現場に備え置く書類のチェックポイントを整理</li> </ul>

	<p>しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽微な変更説明書が添えられている場合にあっては、当該書類の内容が規則第3条の2に規定する軽微な変更該当するかどうかを確認する。</li> <li>• 中間検査申請書第4面及び添付書類により、工事監理状況の適切性を確認する。</li> <li>• 申請建築物が複数の構造方法からなる場合は、それぞれの構造の部分ごとに記載されているか確認する。</li> <li>• 中間検査申請書第4面の「照合結果」欄には、「適」・「不適」のいずれかを記入しているか確認する。「不適」と記入しているときは、その内容を把握するとともに、建築主に対して行った報告の内容が記載されているか確認する。</li> <li>• 中間検査申請書第4面に記載すべき事項について、細則第6条の3又は細則第7条の規定による工事監理状況報告書に記載があれば、同第4面への記載に代えることができる。</li> </ul>
<p>現場検査時の書類検査 (主に現場で実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事監理者の立会いのもと、事務所での書類検査時の指摘事項やその他必要な事項を確認するため、工事監理者へのヒアリングや現場に備え置く書類の確認を行う。</li> <li>• 上記のほか、目視できない部分について、現場に備え置かれている施工状況写真や自主検査記録等により確認する。</li> <li>• 現場に備え置く書類の検査は、原則として、工事監理者が行った監理の内容を確認するために行うもので、補足的に目視できない部分の法適合を確認する場合、目視、計測又は工事監理状況報告書で法適合に疑義がある場合、法定基準値を確認する場合、その他建築主事等が必要と認める場合とする。</li> </ul>

### (ウ) 現場検査

工事監理者の立会いのもとチェックシートを活用し、あらかじめ検討した実施方針に基づき、「目視検査」「計測検査」「書類検査」「その他」のいずれか又は複数の方法で建築基準関係規定に適合していることを検査する。

中間検査の方法及び内容は【表 23】のとおり。検査事項の例は【表 24】のとおり。

また、工事監理者に対し、特定工程後の工事についても、引き続き、適切な工事監理の実施を指導する。特に、今後施工される目視できない部分については、立会検査又は施工結果報告書、写真等による書類検査を通じて、建築基準関係規定への適合性を確認するよう注意喚起する。

【表 23 中間検査の方法及びその内容】

検査方法	検査内容
目視検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原則、非破壊検査は行わず、目視可能な部分について、確認に要した図書との整合性を確認する。</li> </ul>

計測測定	・メジャー、巻き尺その他の機器を用いて、確認に要した図書に明示された寸法との整合性を確認する。
書類検査	・工事施工者の自主検査記録や品質・性能を証明する書類、施工状況写真などの書類により建築基準関係規定の適合性を確認する
その他	・工事施工者の自主検査状況、消防機関など他法令の検査状況などを設計者又は工事監理者へヒアリングし、建築基準関係規定の適合性を確認する。

【表 24 現場検査の対象と検査事項例】

検査対象	検査に関する規定	現場検査事項
材料	建築基準法第37条の規格に適合することの確認	材料の形状、材料自体に規格表示がある場合にはその確認
基礎	令第38条及び令第93条の地盤の許容応力度及びくい等の施工方法、支持力の確認等	基礎ばり・くい部材の配置、基礎の構造方法（基礎ぐいと基礎ばりの接合方法、基礎ばりのかぶり、配筋、継手、定着、貫通口の位置・補強方法等）
鉄骨造の部分	令第67条の鉄骨造の溶接部分、令第68条の高力ボルトの接合部分の検査等	部材の配置、構造方法（ボルトの施工状況、仕口部の溶接状況、継手の施工状況、柱脚の施工状況、ブレース接合の施工状況、床の施工状況、はり貫通口の位置・補強方法、さび止め塗装等）
鉄筋コンクリート造の部分	令第73条の鉄筋の継手及び定着の検査等	柱、はり、スラブ、壁の配置、構造方法（かぶり、配筋、定着、貫通口の位置、補強方法等）
木造の部分	令第47条の構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の検査等	柱、はり、床、軸組の配置、施工状況（材種、材寸、継手及び仕口金物等）
大臣認定品	大臣認定書との整合性の確認	各種大臣認定品の施工状況

### （工）検査後の事務処理

中間検査の実施後は、その結果に応じ、【表25】のいずれかの書類を交付します。

指針告示第4第4項第3号により中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（以下、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付しようとするときは、備考欄に申請等に係る建築物等の計画を変更し、建築主事等の確認を受ける必要があると認められる場合にあっては、その旨を記載します。この場合においては、当該計画変更申請手続きを行った後に、再度中間検査の申請を行い、中間検査合格証の交付を受けるまでは、中間検査以降の後続工程の工事を進めることはできないことを注意喚起します。

【表25 中間検査後の交付書類一覧】

指針告示 第4第4 項	交付書類	中間検査の結果
第1号	中間検査合格証	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるとき</li> </ul>
第2号	中間検査合格証 を交付できない 旨の通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき</li> </ul>
第3号		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき</li> <li>• 検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないとき</li> <li>• 申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき</li> </ul>

## 5. 参考

### ○引用文献

- 平成 19 年 6 月 20 日国土交通省告示第 835 号（確認審査等に関する指針）
- 平成 19 年 7 月 5 日国土交通省告示第 885 号（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件）
- 建築構造審査・検査要領—実務編 検査マニュアル 2012 年版(編集 日本行政会議)
- 建築構造審査・検査要領—確認審査等に関する指針 運用解説編 2022 年版(編集 日本行政会議)
- 工事監理ガイドライン（平成 21 年 9 月 21 日国土交通省建築指導課長）
- 実務者のための工事監理ガイドラインの手引き(編集 公益財団法人建築技術教育普及センター)
- 省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き（令和 7 年 4 月版）（編集 日本建築行政会議）
- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）（令和 6 年 11 月 12 日付け国住参建第 2615 号）

### ○確認審査等に関する指針（抜粋）

平成19年6月20日国土交通省告示第835号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

#### 第3 完了検査に関する指針

法第7条第4項、法第7条の2第1項及び法第18条第21項及び第23項（これらの規定を法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第7条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の2第1項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第18条第20項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第23項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第4条第1項（施行規則第4条の4の2（施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。第3号及び次項において同じ。）又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認若しくは審査又は中間検査の申請若しくは通知の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行

規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げるいずれかにより確かめること。

イ・ロ（略）

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認審査以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあっては、施行規則第4条第1項第五号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第3において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請等に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあつては、当該書類の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当するかどうかを確かめること。

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条第1項第二号及び第三号（これらの規定を施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する写真並びに施行規則第4条第1項第六号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第4条第1項第一号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する図書（次項第三号において「確認に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 （略）

第4 中間検査に関する指針

法第7条の3第4項、法第7条の4第1項並びに法第18条第29項及び第32項（これらの規定を法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第7条の3第1項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の4第1項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第18条第28項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第32項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第4条の8第1項（施行規則第4条の11の2（施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。第3号及び次項第2号において同じ。）又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3

第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認若しくは審査又は中間検査の申請若しくは通知の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ・ロ（略）

- 三 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第三面の確認審査以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあっては、施行規則第4条の8第1項第四号（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2の2項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第4において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。
- 3 申請等に係る建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第4項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあっては、当該書類の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当するかどうかを確かめること。
  - 二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の8第1項第二号及び第三号（これらの規定を施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する写真並びに施行規則第4条の8第1項第五号（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第4条の8第1項第一号（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する図書（次項第三号において「確認に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。
- 4 前2項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
  - 一 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第30項若しくは第34項（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。
  - 二 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、施行規則第4条の9又は施行規則第4条の12の2（これらの規

定を施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。次号において同じ。)又は施行規則第4条の12の2の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書(次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。)を交付すること。

三 第2項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認等に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第4条の9又は施行規則第4条の12の2の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認又は法第18条第3項若しくは第4項に規定する審査を受ける必要があると認められる場合にあっては、その旨を記載すること。

○令和6年11月12日付け技術的助言(国住参建第2615号)別紙1

軽微な変更該当する項目

非住宅	住宅
<p>1) エネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更</p> <p>次のイからニまでの変更が該当する。</p> <p>イ 建築物の高さ又は外周長の減少</p> <p>ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少</p> <p>ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。)</p> <p>ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設</p>	<p>次のイからニまでの変更が該当する。</p> <p>イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更(外皮面積が変わらない場合に限る。)、又は開口部面積が増加しない変更</p> <p>ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更</p> <p>ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。)</p> <p>ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設</p>
<p>2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更変更前の設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)が基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。</p>	
<p>次のイからホまでの変更が該当する。</p> <p>イ 空気調和設備</p> <p>次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p>	<p>次のイ又はロの変更が該当する(イとロの変更を同時に行う場合を除く)。</p> <p>イ 床面積</p> <p>主たる居室、その他の居室又は非居室</p>

<p>(イ) 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少</p> <p>(ロ) 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下</p> <p>□ 機械換気設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>(イ) 送風機の電動機出力の10%を超えない増加</p> <p>(ロ) 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）</p> <p>ハ 照明設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>ニ 給湯設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>ホ 太陽光発電設備 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>(イ) 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少</p> <p>(ロ) パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更</p>	<p>の床面積について、それぞれ10%を超えない増減。</p> <p>□ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の(イ)から(二)のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>(イ) 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更</p> <p>(ロ) 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更</p> <p>(ハ) 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更</p> <p>(二) 基礎断熱の基礎形状等の変更</p>
<p>3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかなる変更</p>	
<p>次のイから二までのいずれかに該当する変更を除く。</p>	<p>次のイから八のいずれかに該当する変更を除く。</p>

<p>イ 建築物の用途の変更</p> <p>□ 基準省令第1条第1項第1号の基準を適用する場合における同号イの基準から□の基準への変更又は□の基準からイの基準への変更</p> <p>ハ 基準省令第1条第1項第1号□の基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更</p> <p>ニ 基準省令第1条第1項第1号イ又は□の規定による省エネ基準への適合の確認から建築物総合エネルギーシミュレーションツール（BEST省エネ基準対応ツール）を活用した省エネ性能を有することの確認への変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又は□の規定による省エネ基準への適合の確認への変更</p>	<p>イ 建築物の用途の変更</p> <p>□ 基準省令第1条第1項第2号イの基準を適用する場合における同号イ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更</p> <p>ハ 基準省令第1条第1項第2号□の基準を適用する場合における同号□（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更</p>
--	--

この申請は建築基準法によって確認となったもので、次の事項をよく読んで守ってください。

## 注 意 事 項

- 1 この通知書は建築基準法に基づく確認であり、土地の権利又は営業関係等について確認したものではありません。他の法令で手続を必要とするものについては、それぞれ手続をし、許可、認可になってから工事に着手してください。
  - 例 イ 民法で規制する土地所有権の関係又は借地法に規定する借地権の有無等は確認事項ではありません。
  - ロ 敷地が農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、河川法、普通河川保全条例、砂防法、国有財産法、文化財保護法、道路法、土地区画整理法、都市計画法（建築基準法施行規則第1条の3表2に規定されているものを除く。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（建築基準法施行規則第1条の3表2に規定されているものを除く。）等による制限を受ける場合は、それぞれ手続をし、許可、認可になってから工事に着手してください。
  - ハ 興業場、旅館業、公衆浴場を経営しようとする場合は、それぞれ工事着手前までに許可を申請し、指示を得なければなりません。
- 2 建設工事の従事者（設計者、工事監理者、主任技術者、その他）は、建築基準法、建築士法又は建設業法に規定する適格者を配置してください。工事監理者又は工事施工者を新たに決定した場合は、広島県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第6条又は第6条の2の規定による届出をしてください。
- 3 工事監理者、工事施工者は、建築確認申請書に添付した設計図書と同一のものを使用してください。
- 4 確認を受けた日以降に、細則第3条の2に該当する軽微な変更をしようとする場合には、細則第33条の規定による設計変更届を提出してください。
- 5 中間検査の対象となる建築物の場合は、中間検査申請書を下表に示す特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、建築主事等又は指定確認検査機関に到達するように提出してください。
- 6 工事が完了したときは、完了検査申請書を工事が完了した日から4日以内に、建築主事等又は指定確認検査機関に到達するように提出してください。
- 7 検査済証の交付を受けてから建築物を使用してください。
- 8 裏面の「工程等指定書」の内容もよく確認の上、指定された書類の提出や各種試験成績書、施工状況写真等の現場への備え置きをお願いします。

### 建築基準法第7条の3第1項の規定による特定工程指定（中間検査）

建築工事が次の特定工程（○印のもの）に係る工事を終えたときは建築基準法施行規則第4条の8の規定による、中間検査申請書を提出してください。

	用途種別	構造種別		特定工程	
法定	共同住宅			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	
県指定	共同住宅			1 鉄骨造その他これに類する構造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
		2 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（4に掲げるものを除く。）	2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事		
	戸数が一の住宅	3 木造その他これに類する構造	柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事		
		4 プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付工事		
		5 1から4までに掲げる構造以外のもの	屋根及びそれを支えるはりの工事		

1 建築基準法第12条第5項の規定による工程指定		
建築工事が次の工程（〇印のもの）に達したときは、広島県建築基準法施行細則第7条の規定によって、工事監理状況報告書を提出してください。		
構造種別	工事工程	提出する書類
木造	1 遣方が完了したとき	工事監理状況報告書
	2 地耐力、載荷試験又は杭打工事を完了したとき	
コンクリートブロック造	3 基礎の配筋が完了したとき	
	4 屋根及び木工事が完了したとき	
鉄筋コンクリート造	5 各階の壁体、床、梁及び屋根の配筋が完了したとき	鉄骨加工状況報告書
	6 鉄骨加工が終わったとき	
鉄骨造	7 鉄骨建方が終わったとき	鉄骨建方状況報告書
	8 耐火被覆工事が完了したとき	
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 防火区画、界壁等の工事が完了したとき	工事監理状況報告書
	10 コンクリート工事施工計画を決定したとき	
その他	11 コンクリート工事が完了したとき	コンクリート工事施工計画報告書
	12	コンクリート工事施工結果報告書
	13	工事監理状況報告書

様式は県 HP (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/kensa.html>) の「4 細則第7条に基づく工事監理状況報告」よりダウンロードしてください。

2 建築基準法施行規則第4条の2第1項第六号の規定による書類			
申請に係る建築物が次に該当する（〇印のもの）場合には、広島県建築基準法施行細則第6条の3の規定によって、必要な書類を中間検査申請書又は完了検査申請書に添えて提出してください。			
対象となる建築物	提出する書類	提出時期 <sup>*1</sup>	
土砂災害防止法 <sup>*2</sup> に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物	1 土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書	確認、中間又は完了	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する特定建築行為をしようとする建築物	2 省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法又は標準計算法）	完了	
	3 省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法又はモデル建物法（小規模版））		
	4 省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法）		
	5 省エネ基準工事監理状況報告書（誘導仕様基準）		
地業工事がある建築物	構造耐力上主要な部分である基礎ぐいの施工があるもの	6 地業工事監理状況報告書	中間又は完了
鉄筋コンクリート造の建築物	階数3以上又は延べ面積 500 m <sup>2</sup> 超であるもの	7 コンクリート工事監理状況報告書	中間及び完了
		8 鉄筋工事監理状況報告書	
鉄骨造の建築物	階数3以上、延べ面積 500 m <sup>2</sup> 超又はスパン 15m 超であるもの	9 鉄骨工事監理状況報告書	中間及び完了
鉄骨鉄筋コンクリート造	階数3以上、延べ面積 500 m <sup>2</sup> 超又はスパン 15m 超であるもの	10 コンクリート工事監理状況報告書	中間及び完了
		11 鉄筋工事監理状況報告書	
		12 鉄骨工事監理状況報告書	
木造の建築物	木造の建築物で階数3以上又は延べ面積が 300 m <sup>2</sup> 超	13 木造工事監理状況報告書（木造軸組工法又は木造枠組壁工法）	中間及び完了
	法第6条の4による確認の特例を受けるもの	14 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した各階平面図	中間
		15 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類	
		16 令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類	
	特定木造建築物 <sup>*3</sup> のうち住宅に限る	17 令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要となる継手・仕口の緊結に使用する金物の仕様表及び標準図	

様式は県 HP (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/kensa.html>) の「3 知事が規則で定める書類」よりダウンロードしてください。

※1…確認：確認申請時 中間：中間検査申請時（中間検査の対象となる建築物に限る） 完了：完了検査申請時

※2…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※3…建築基準法施行規則第1条の3に規定する特定木造建築物（高さ 16m以下の建築物のうち、階数2かつ 300 m<sup>2</sup>以下及び平屋かつ 200 m<sup>2</sup>超 300 m<sup>2</sup>以下の木造建築物）

### 3 工事監理の状況を確認するために現場に備え置く書類（例）

次に掲げる書類は中間検査時又は完了検査時に提示を求める場合がありますので、現場に備え置いてください。

現場に備え置く書類（例）		工事種別	施工状況写真の報告内容（例）	
			写真の部分	
1	施工状況写真*（各工程ごとの写真（右表参照））	共通	構造耐力上主要な部分の材料	材料
2	工事施工者による自主検査記録		支持地盤の状況、杭体の施工状況	基礎
3	品質・性能を証明する書類、各種試験成績書		基礎ばりの施工状況（構造体及び接合部等含む）	
4	地盤調査報告書、杭・地盤の載荷試験結果報告書	地業工事	配筋の施工状況、継手及び定着の施工状況	鉄筋コンクリート造の部分
5	地盤改良施工報告書、地盤改良品質結果報告書		構造スリットの施工状況、コンクリートの打設中、打設後の状況	
6	コンクリート配合報告書（コンクリート配合計画書）	コンクリート工事	工場溶接加工時の施工状況、現場溶接の施工状況	鉄骨造の部分
7	構造体コンクリートの圧縮強度試験結果報告書		高力ボルト等の施工状況、柱脚等の施工状況	
8	鉄筋強度試験報告書、非破壊検査に関わる報告書	鉄筋工事	外壁、屋根ふき材等の施工状況	木造の部分
9	配筋検査記録		筋かい、構造用合板（耐力壁）の施工状況	
10	鋼材強度試験報告書、非破壊検査に関わる報告書	鉄骨工事	火打材、構造用合板（床）の施工状況	木造の部分
11	鉄骨工事状況報告書、鉄骨建て方状況報告書		継手及び仕口金物の施工状況	
12	試験成績書、納入仕様書、性能証明書	省エネ基準工事	防火区画・界壁の施工状況	防火区画・界壁
13	納入仕様書	大臣認定	各種大臣認定品の施工状況	大臣認定品
14				
15				